

第1章 都市計画基本方針について

○都市計画基本方針の位置づけや計画期間などを示しています。

- 1 - 1 都市計画基本方針の位置づけ
- 1 - 2 都市計画基本方針の役割
- 1 - 3 都市計画基本方針の計画期間
- 1 - 4 都市計画基本方針の基本構成
- 1 - 5 都市計画基本方針の改定の必要性

第1章 都市計画基本方針について

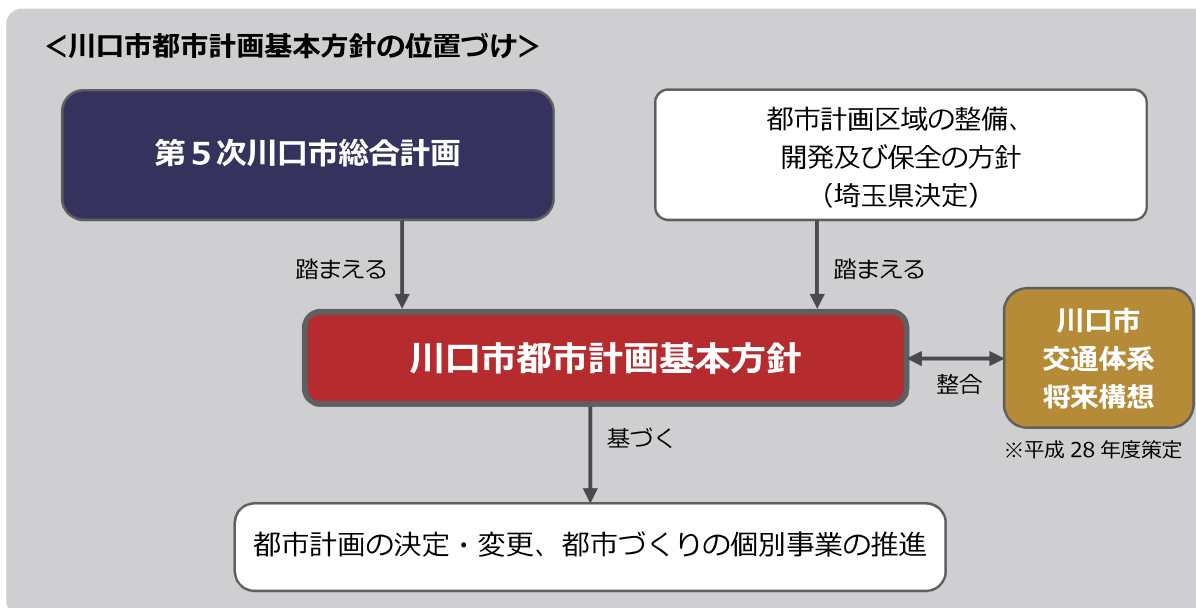
1-1 都市計画基本方針の位置づけ

川口市都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、都市計画法第18条の2に示される『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として、「第5次川口市総合計画」及び埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を踏まえ、川口市が策定するものです。

本市では、平成9年5月に「川口市都市計画基本方針（平成23年3月一部改定）」を策定し、旧鳩ヶ谷市では平成11年5月に「鳩ヶ谷市の都市計画に関する基本的な方針」を策定してきました。

この度、上位計画を踏まえ、関連する川口市交通体系将来構想など、部門別計画の内容と整合を図り、改定を行いました。

今後実施される都市計画の決定・変更、都市づくりの個別事業は、基本方針に基づき、推進することとなります。



1-2 都市計画基本方針の役割

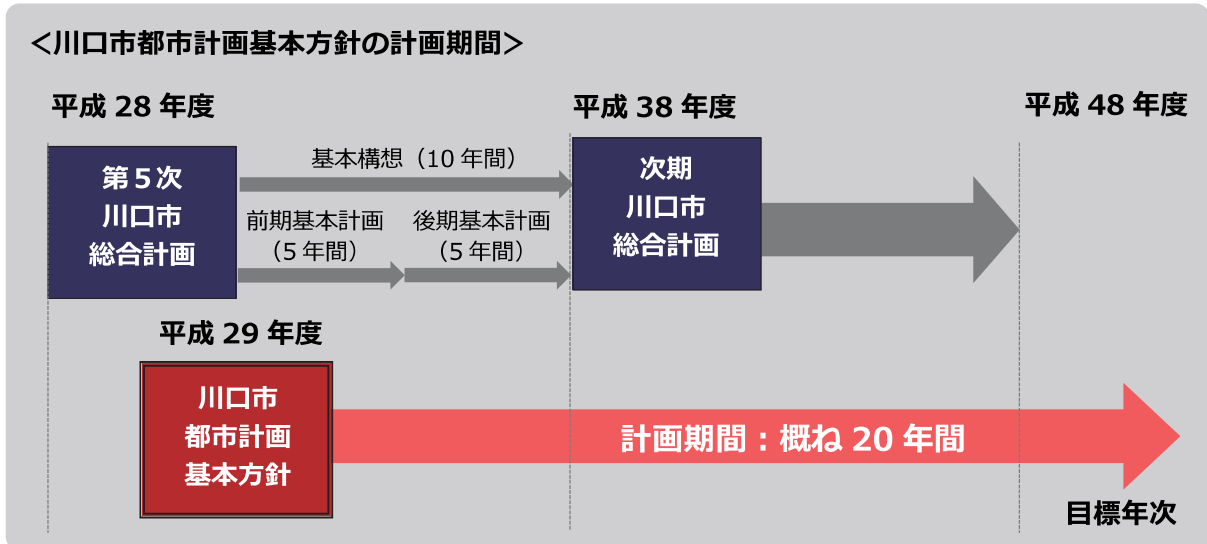
基本方針は、次のような役割を有しています。

- 川口市全体の将来都市構造及び本市を10地域に区分した際の各地域のまちづくり方針を示します。
- 都市づくりを進めていく上での基本的な考え方を示します。
- 川口市の将来のまちづくりの方向性を市民と行政が共有し、協働によるまちづくりを進める指針とします。

1-3 都市計画基本方針の計画期間

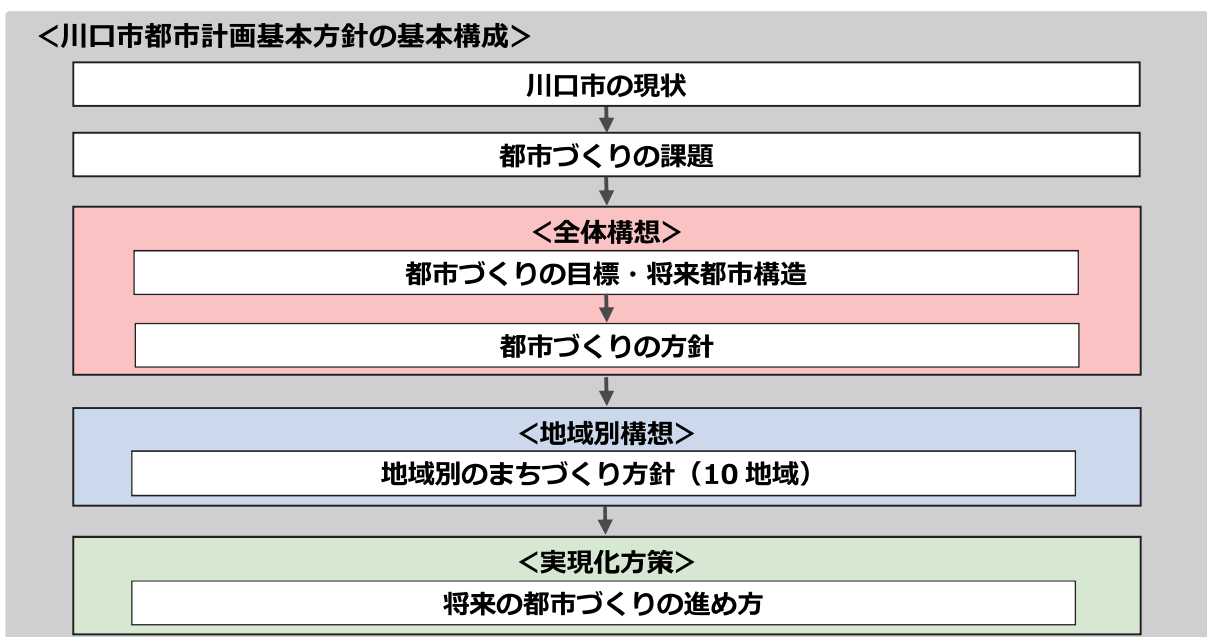
基本方針の計画期間は平成 29 年度から平成 48 年度の概ね 20 年間とします。

なお、基本方針は、第 5 次川口市総合計画の改定、社会情勢の変化、計画の進捗などにより見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うこととします。



1-4 都市計画基本方針の基本構成

基本方針は、都市づくりの目標や市全体の将来都市構造を定めた「全体構想」、全体構想及び地域の特性を踏まえた地域毎のまちづくり方針とそのイメージを図化したまちづくり方針図からなる「地域別構想」、それらを実現するための進め方を定める「実現化方策」の 3 つの項目により構成します。



1-5 都市計画基本方針の改定の必要性

以下の必要性から、基本方針の改定を行いました。

①新市として新たな「都市計画基本方針」の必要性

川口市と旧鳩ヶ谷市は平成 23 年 10 月に合併しました。そのため、新しい一つの市として捉えた新たな基本方針が必要であり、合併後の将来都市構造や都市づくりの方針などを新たに示すことが求められています。

②社会情勢の変化や現在の課題に対応した実効性の高い基本方針の必要性

平成 9 年 5 月策定の「川口市都市計画基本方針」及び平成 11 年 5 月策定の「鳩ヶ谷市の都市計画に関する基本的な方針」の策定から概ね 20 年が経過しようとしています。その間、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、様々な課題が新たに発生していることから、時代に即し、かつ実効性の高い基本方針を策定することが求められています。

③都市づくりの関連施策の実現に向けた基本方針の必要性

平成 28 年 4 月に策定された「第 5 次川口市総合計画」における都市づくりの関連施策の実現を図るため、また、「川口都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）」の改定に合わせ、都市計画に関する基本的な方針となる「川口市都市計画基本方針」を新たに策定することが求められています。